

尼崎市文化ビジョン（第2次）資料編

1 法制度や尼崎市総合計画等の状況

(1) 文化を取り巻く法制度

平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、その後、平成24年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されるなど、文化を取り巻く法制度は徐々に整備されてきました。

その後、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきたこと等から、平成29年には「文化芸術振興基本法」が改定され「文化芸術基本法」が制定されました。

平成30年には文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的に「障害者文化芸術活動推進法」（通称）が制定、令和2年には文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に「文化観光推進法」（通称）が制定されました。また、令和3年には文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくために「文化財保護法」が改正、令和4年には博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うため、社会の変化に応じた博物館の実現を図るために「博物館法」が改正されました。

(2) 尼崎市総合計画（第6次）

尼崎市総合計画は、まちづくり構想（令和5年度～令和14年度）とまちづくり基本計画（前期計画 令和5年度～令和9年度）の二つで構成されています。

まちづくり構想では、人々が「こうありたい」と思うまちの姿をみんなで共有できるよう、目指す姿（ありたいまち）を「ひと咲き まち咲き あまがさき」とし、自治によるまちづくりの進め方のルールとして「情報共有」、「参画」、「協働」、「対話」の4つを示しています。

まちづくり基本計画では、取組の方向性として13の施策、41の展開方向を設定しており、施策1「地域コミュニティ・学び」の施策目標「まちにかかわるすべての人が、ともに学び、考え、お互いの力を出し合う自治のまちづくりを推進することで、まちへの愛着を深め、魅力あふれるまちをめざします」の実現に向けた施策の展開方向として、「地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進」、「まちの魅力を高める文化芸術活動の推進」、「歴史遺産の継承と学びの充実」、「スポーツに親しむ機会の充実」を位置づけています。

2 文化を取り巻く社会状況

(1) 芸術を活用したまちづくりの広がり

近年、各地でアート等の芸術を取り入れて自然や産業遺産などの地域資源の魅力を発信する取組が広がることで、芸術が趣味として楽しむためだけのものではなく、地域を活性化させる力を持つものとして認識され、日本全国で様々なまちづくりが広がっています。

社会的な課題の解決にも芸術を用いた取組が進められており、アーティストが滞在し、まちの一員として創作活動を行ったり、様々な人が参加してまちに根差した表現活動を展開することで、様々な人の交流につながる機会・場としての意味が見出されたりもしています。

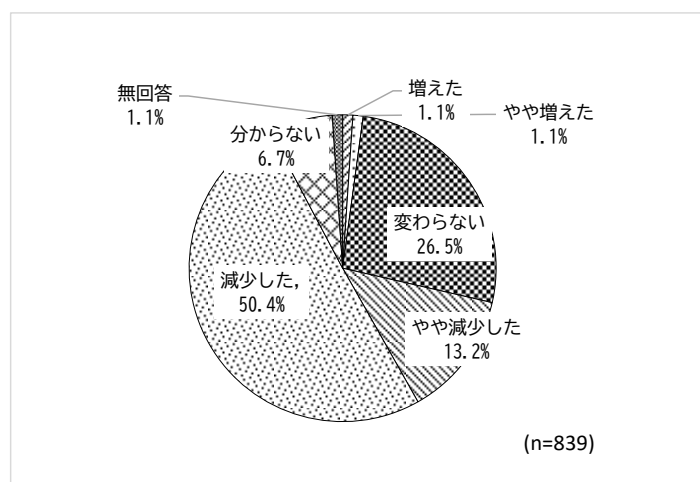
また、各地の芸術祭においては、多数のボランティアが運営に関わって活躍する姿が見られるほか、住民との協働により作品が作り上げられる事例もあります。来訪者やアーティストとの関わりは、それまで関わりが薄かった住民にとっても、活動への参加意欲が高まるという意識の変化をもたらしています。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その感染拡大防止のために緊急事態宣言が発出されるなど、社会・経済活動に多大な影響を与えました。文化芸術分野においても、イベント等の開催制限や、劇場・ホール等の休館又は人数制限といった対応を行ってきました。

数年にわたる感染拡大防止の取組の影響による、市民の文化・芸術に触れる機会の喪失、アーティスト・関係者の活動継続困難、地域で受け継いできた行事の気運の減退など、計り知れない損失を認識しながら、今後の文化施策を展開していく必要があります。

図表1 新型コロナウイルス感染症の影響による直接鑑賞の機会の増減【市民意識調査】



(3) 情報通信技術の高度化とデジタル活用

情報通信技術が高度化する中、スマートフォン、タブレット端末、SNSなどの普及は、多種多様な情報発信を可能にするなど、文化・芸術活動の展開に貢献しています。特に創造活動においては、一個人の作品を、全世界に発信し、交流することが容易になり、表現の可能性が広がりました。近年ではメタバース（仮想空間）やそれを支える技術が発展しており、

ゲームでの活用だけでなく、アートの鑑賞など、これまでになかった活用にも益々発展していくと予想されています。

また、コロナ禍を契機に、外出行動の抑制や3密（密閉・密集・密接）を避けた行動が奨励されたことにより、オンライン消費やオンラインによる番組・イベント配信、その他様々なデジタルサービスも広がりました。今後もこうしたデジタル活用は定着していくと考えられます。

3 尼崎市における文化的特性

(1) 歴史とまちの特徴

本市は、港町から、城下町、そして日本有数の工業都市として、多彩な都市の表情を見せながら、日本の歴史とともに歩んできました。

尼崎市は大正5年（1916年）に市制施行しましたが、その後、様々な地域が合併を繰り返して成立した経緯などから、同じ市内でも地域により異なる表情を見せるのが特徴の一つです。

北部は、昭和戦前期から現在の阪急電鉄が宅地開発し、そこから市街化されてきた経緯から閑静な住宅街が広がり、また比較的自然が残っています。JR尼崎駅北・北西、JR塚口駅東の地域は、近年、工場跡地が住宅地などに転換され、利便性の高い新しいまちが誕生しています。

南部は、多くの方がイメージされる尼崎らしさが最も感じられる地域です。近世になると尼崎城が築かれ、近代には工業が発展しました。第二次世界大戦後は、高度経済成長を支える工業地帯が広がり、深刻化した公害問題に対する対策もとられてきました。また、広範な商店街が広がるなど、下町風情が残る庶民的な魅力があります。

(2) 市民性

本市は、古くから交通の要衝であり、他の地域の人たちとの交流がありました。そして、近代以降は工業の発展とともに、多くの人たちが流入してきました。中でも、高度経済成長期には集団就職などで県外から多くの若者がやってきました。このように多様な人たちを受け入れながら発展を続けてきた経緯からか、人に対して垣根が低く、気さくで面白がり、人情味があり、良い意味でおせっかい、そんな市民性も感じられます。

(3) 地域資源

本市には、だんじり祭りや薪能などの伝統的な祭りや行事が、世代を越えて引き継がれ、地域の文化として根付いています。また、現在も歴史の面影を残す11か寺が立ち並ぶ寺町や、様々な歴史を持つ寺社などの歴史的資源、工場等の産業観光資源、商業集積などの、独自性の高い地域資源を有しています。

昭和20年代から演劇祭をはじめとする様々な市民文化活動が盛んに行われており、久々に近松門左衛門の墓所があることから、市制70周年を契機に行われている「近松のまち」を標榜した取組、子どもたちに歴史や文化を継承する富松城跡のまちづくり活動なども行われています。また、昭和39年に設立された全国的に評価の高い尼崎市吹奏楽団などもあり、様々な活動が展開されています。

上方落語の復興に尽くした落語家で重要無形文化財保持者（人間国宝）であった桂米朝氏、独自の描画法により世界的な評価を得た画家の白髪一雄氏や、アニメ「忍たま乱太郎」の原作者である尼子騷兵衛氏など、本市ゆかりの文化人は、市内外に多くのインパクトを与えています。現在でも多くの本市出身のお笑い芸人が活躍するなど、多彩な才能を輩出しています。

(4) 主な文化施設

芸術の拠点である総合文化センターは、あましんアルカイックホール、あましんアルカイックホール・オクト、美術ホールなどを備えています。あましんアルカイックホールでは、昭和 57 年の完成以来、オペラ、バレエ、吹奏楽などの様々な舞台が上演され、芸術に触れる場として重要な役割を担っています。

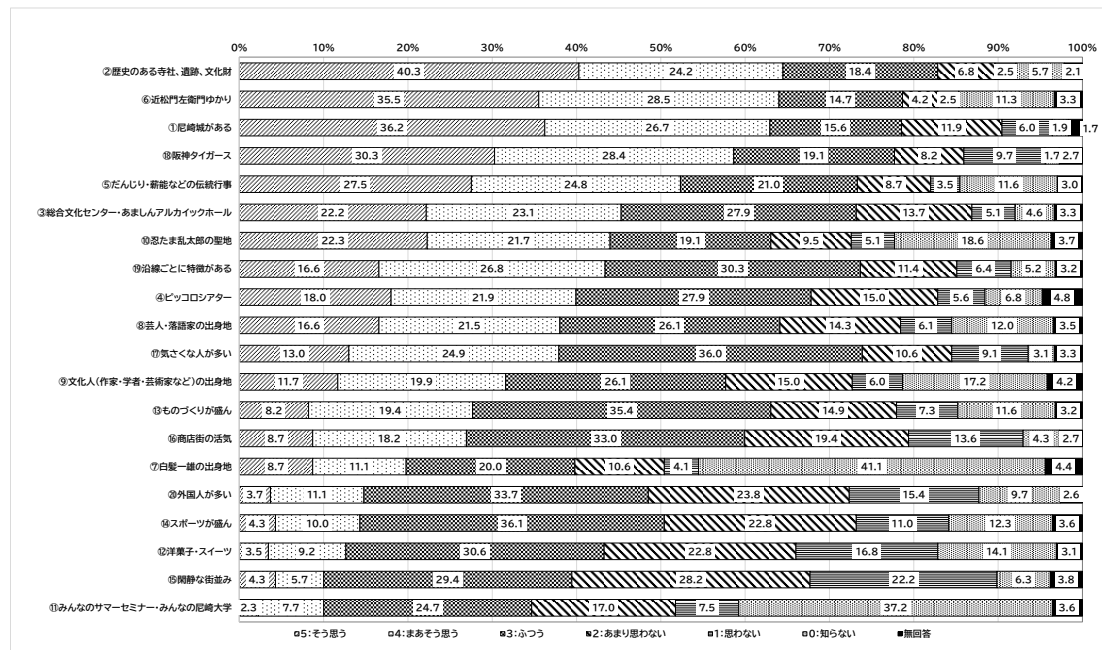
また、生涯学習及び自治のまちづくりを支える拠点である 12 か所の生涯学習プラザ、歴史遺産の収集・保存・展示・利用等を行ってきた文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を統合した歴史博物館、弥生時代の集落跡で屋外復元施設等を公開する田能資料館、中央・北図書館といった文化施設があります。尼崎城は楽しみながら歴史を学べる施設となっています。

兵庫県立尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）は、全国の公立文化施設として初めて演劇学校、舞台技術学校を開設し、劇場・劇団・演劇学校が一体となった全国でも珍しい施設です。地元で身近に親しまれる演劇の上演・文化セミナー・実技教室など、様々なプログラムが展開されています。

コラム【市民意識調査から】尼崎の文化の特徴だと思うもの

市民アンケートでは、「歴史のある寺社、遺跡、文化財」「近松門左衛門ゆかり」「尼崎城がある」「阪神タイガース」といった特徴は尼崎の文化だと「思う」「やや思う」とする意見が多くなっています。年代で見られる特徴としては、「近松門左衛門ゆかり」、「だんじり・薪能などの伝統行事」は特に 30 代以下の市民が尼崎の文化の特徴として捉える意識が低くなっています。

尼崎の文化の特徴だと思うもの（n=839）



4 本市の文化施策の状況

(1) 前ビジョン取組総括

前ビジョンでは、平成 29 年度から令和 4 年度において取り組む方向性を 3 本の柱として定め、文化施策を展開してきました。

①若い人の夢とチャレンジを応援する

文化未来奨励賞、白髪一雄現代美術賞の創設や尼崎落研選手権の実施といった、若い人のチャレンジを市民とともに応援する取組を進めてきました。また、A-LABといった若手アーティストの発表・創作の場づくりにも継続して取り組んでいます。それらの取組の事業展開を工夫していくことで、チャレンジを応援する機運の高まりや文化の担い手が増えることにつなげていくことが必要です。

市立中学校の文化部活動については、国や県の動向も踏まえながら地域移行に関する様々な課題について検討していく必要があります。

②育まれてきた歴史・伝統・文化を継承・発展させる

平成 31 年 3 月には尼崎城が一般公開され、令和 2 年 10 月には歴史博物館が開館しました。観光と歴史や文化・芸術の好循環となるような事業にも取り組んでいます。また、尼崎ゆかりの抽象画家・白髪一雄氏のフットペインティングを紹介する事業や、漫画家・尼子騒兵衛氏に焦点をあてた展覧会などを行いました。

一方、地域で長年継承されてきた伝統的な行事や祭りが、コロナ禍においてここ数年開催中止となっているケースもあり、継承が途絶えないよう支援していくことが必要です。

③市民の芸術体験を支える

総合文化センターを拠点とした芸術鑑賞の機会を提供しているほか、(公益財団法人)尼崎市文化振興財団によるアウトリーチ事業も展開しています。平成 30 年には文化振興基金を創設し、寄付金を文化事業に活用する仕組みづくりができました。市民の芸術体験の機会づくりのためには、学校園へのアウトリーチや、市民に身近な生涯学習プラザ等の活用などもより積極的に進めていく必要があります。

なお、文化事業に関する評価については、専門家による現地視察を踏まえた評価と個別事業評価に係る評価をとりまとめ、結果を公表してきました。多くの事業に共通した課題としては、情報発信力の強化、担い手等の高齢化、若い世代の参加が少ないなどが挙げられます。

また、総合文化センターは、現在、外郭団体である文化振興財団の所有施設ですが、建物の耐震化や老朽設備の更新等を行う必要があり、令和 6 年度を目途に建物を市に移管し、指定管理者制度による運営に移行する予定です。市と文化振興財団は、様々な文化施策を行ってきましたが、今後は体制強化のために両者の役割分担を整理するとともに、耐

震化工事期間中は総合文化センターの利用が制限されることを踏まえて、新たな文化施策の展開を図っていく必要があります。

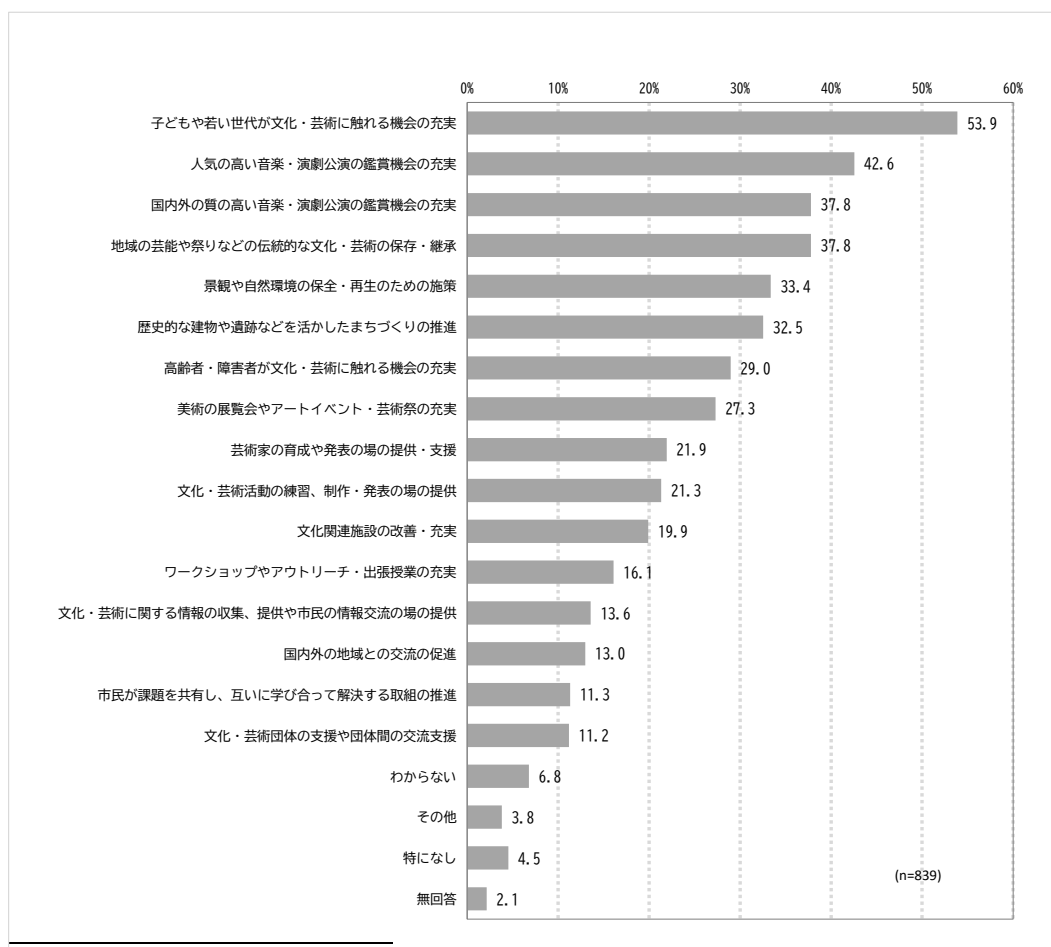
(2) 市民の文化施策に対するニーズ

令和4年6月に実施した「文化に関する市民意識調査¹⁾」によると、市民は、本市の文化・芸術をより豊かにするために、子どもや若い世代が文化・芸術に触れることを最も重視しています。そして、子どもが文化・芸術に親しむためのきっかけとして、学校・園における体験を重視していることがわかります。

また、地域の芸能や祭りの継承、歴史的な資源を活かすことも求められています。過去から受け継いだ資源を市民が誇りとして、次代に継承していくためには、それらを維持・継承する地域の役割も重要です。

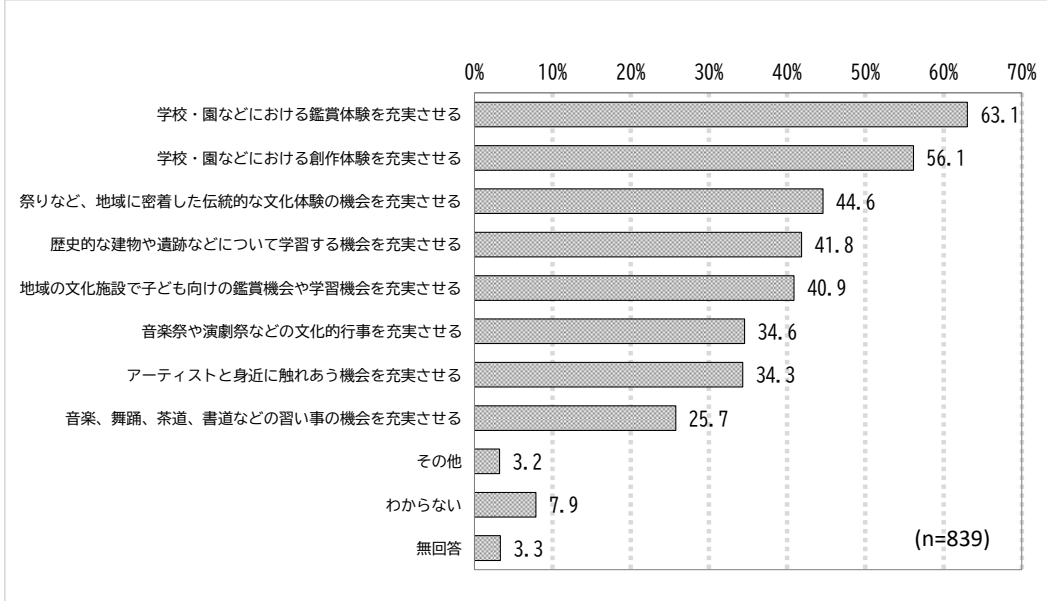
文化に触れることの良い影響として、地域に対する愛着が醸成されることなどが挙げられています。ただし、5年前の調査と比較して、地域の人との交流や社会参加が盛んになるという見方が順位を落としており、コロナ禍において地域の行事が中止になったり、交流の機会が減少している影響もうかがえます。

図表2 尼崎市が今後力を入れるべきこと（複数回答）【市民意識調査】



¹⁾尼崎市民の文化に関する意識や活動等を把握し、前ビジョンの改定及び今後の基礎資料とすることを目的として実施。15歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、調査票を郵送配布・郵送回収。839人の回答があり、回収率は28.0%。

図表3 子どもが文化・芸術に親しむために重要なこと（複数回答）【市民意識調査】



図表4 文化にふれることの良い影響（複数回答）R4・H28【市民意識調査】

<令和4年度>

<平成28年度>

